

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月10日(水) 午後1時30分～午後2時10分
2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室
3. 出席委員

●農業委員10人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	福	石 幸 生
		2番	大	森 正 良
		3番	上	田 陽 一
		4番	藪	内 孝 博
		6番	米	村 進 司
		8番	寺	尾 孝 則
		9番	岸	本 利 博
		10番	賀	山 圭 子
		13番	飯	野 幸 義

●農地利用最適化推進委員5人

	15番	横	田 光 男
	17番	河	本 俊一郎
	18番	小	谷 幸 次
	19番	藪	田 俊 博
	20番	上	田 芳 夫

4. 欠席委員 (4人)

	5番	上	根 慶 万
	11番	北	村 凱 男
	12番	山	本 一 美
	16番	宮	本 裕 澄

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

13番 飯 野 幸 義

15番 横 田 光 男

日程第4 報告事項

①前総会(7月11日)のてんまつ

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

③議案第3号 令和4年度農用地利用集積計画第5号について

④議案第4号 令和4年度農用地利用配分計画第5号について

日程第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	飯野健治
局長補佐	前田悟史
主任	西川恵

事務局	<p>そういたしますと、ただいまから令和4年度第5回総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立につきましては、本日の出席委員13名中10名。岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数、過半数に達しておりますので、総会の成立を報告をさせていただきます。</p> <p>なお、5番上根委員さん、11番北村委員さん、12番山本一美委員さん、16番宮本委員さんからは、欠席する旨のご連絡をいただいております。併せてご報告させていただきます。</p>
事務局 会 長	<p>それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。</p> <p>毎日暑い日が続いております。そしてまた、コロナのほうも時々県内でも前の日が更新されるような数で感染が進んでおります。岩美町でもホームページ等で随時掲載されておりますけれど、影響が出ておるようであります。それぞれ一人一人が気をつけて感染防止に努めていかなければなあというふうに思っておるところであります。</p> <p>そういうことで、健康には十分気をつけて、またぼちぼち9月になりますと、農作業、稲刈りのほうの準備に入りますけれども、体のほうには気をつけていきたいというふうに思っておりますが、皆さんにも気をつけていただければというふうに思います。</p>
議 長	<p>では、議事のほうに入らせていただきますが、まず議事録署名委員について、私のほうから指名させていただきますよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、13番の飯野さんと、それから1番の福石さんをお願いいたしますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長 事務局	<p>では、日程4、報告事項に入らせていただきます。</p> <p>前総会のでんまつ、事務局からのほう、説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、報告に入らせていただく前に、本日追加の資料を配付させていただきます。ご確認をお願いしたいと思います。</p>

1つが、農政部会の協議結果報告書です。それから、岩美町における鳥獣被害対策についてという資料と、もう一つ、令和元年度の岩美町農業施策等に関する意見書、この3点を本日お配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、報告事項につきまして、西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

そうしますと、3ページのほうになります。

7月11日の総会のでんまつです。1つ目、農用地利用集積計画第4号ということで、3件9筆の申出についてお諮りし、決定いただきましたので、7月12日付で町のほうは集積計画を報告しています。

それから、2つ目ですけども、農用地利用配分計画第4号ということで、町のほうから意見を求められました農地中間管理事業に係る3件9筆についてお諮りしました。計画について特に意見はございませんでしたので、意見なしという形で、7月12日付で町に回答しています。

それから、先月の案件ではなくて、5月案件ですけども、****の駐車場及び展示場への5条転用について、先月県のほうから許可が出ていませんでしたので、その後の報告をさせていただきます。

6月13日付で東部農林事務所に進達しまして、その後、農振除外の手続も並行して行っておりまして、農振除外の本協議の同意と併せて7月12日に本協議の同意があり、その後7月13日付で転用の許可が下りております。それから、7月19日付で許可指令書を受領し、同日付で譲受人と譲渡し人にそれぞれ許可書を送付しています。また、昨日8月9日付で完了報告を受領いたしましたので、東部農林事務所へ報告しております。

報告は以上です。

議長

報告は終わりました。何か気になりましたか。いいですね。

(質問、意見なし)

議長

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

議長

議案第1号の「農地法の適用を受けない土地の認定について」、事務局のほうの説明をお願いします。

事務局

そういたしますと、資料4ページ、議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」。

下記のとおり非農地証明申請書を受理しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めます。

説明につきまして、西川より説明をさせていただきます。

事務局

そういたしますと、今回は3件5筆の非農地証明申請が提出されております。

1件目と2件目、番号で言うと、1番から4番になるんですけども、場所が隣接しているので、併せて説明させていただきます。大谷の****さんが1番から3番、それから4番は鳥取市の****さんで、****さんのほうは大谷****、****、****、****さんのほうの4番は大谷****となっております。全て登記簿上は田ですけども、現況は原野となっております。面積はそれぞれ記載のとおりとなっております。場所についてですけども、資料の1の1ページです。赤く記載されています。コンビニエンスストアの東側のほうが案件となっております。****さんのほう3筆は近年は耕作しておられなくて、****さんも十数年前から耕作していなくて、雑木とか雑草が繁茂して原野となっているということです。証明のほうは寺尾委員に頂いております。現況については、資料1の4ページのほうに掲載しておりますので、ご確認ください。

それから、2件目ですけども、番号で言うと、5番になります。申請者は浦富の****さんです。申請地は浦富****で、登記簿上は畑ですけども、現況は雑種地となっております。面積は831平米です。場所については、資料1の3ページですね。郵便局のところを歩いていったところ、こちらのほうは約40年ぐらい前に工事の残土を埋め立ててから石等が含まれているため耕作できず、そのまま全く耕作せず、雑草等が繁茂して雑種地となっているとのことです。証明のほうは米村委員に頂いております。現況の写真については、こちらが4ページのほうですね。さっきの大谷のほうは2ページで現況写真を載せてます。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。質疑のある方、お願いします。

4番

4番です。

5番の話でいけば、40年前に残土を入れた、もうその時点で本当はアウトなんですけどね。気づかれずに現況に至っとるんで、地目を田から雑種地にしますっていう話だし、言えば上の4件に対しても、耕作放棄しとったら勝手に田から外しますっていう判断にもなり得ると思うんですけど、そういう理解でよろしいんでしょうか。

事務局 5番の浦富の分については、確かに気づけてなかったというところがあるかと思いますが、1番から4番については毎年の利用状況調査でその後利用状況調査等を出して地権者のほうにはきちっと管理するよにということ言ってきたはいるけども、結局されずじまいでB判定農地になってしまっているということがあります。言い方によっては確かにそのまま放置してるところはなきにしもあらずですが、現況として見た場合には農地法で定める農地には該当しない状況になってしまっているというところなんです。

議長 そのほか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決のほうをさせていただきます。
議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議長 ありがとうございます。賛成多数で可決されました。

議長 それでは、議案第2号に入らせていただきます。
「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」、事務局、説明をお願いします。

事務局 そういたしますと、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」。
農地法第5条第1項の規定による農地の転用を伴う権利移動について、下記のとおり申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。
西川主任より説明をさせていただきます。

事務局 今回、5条申請を1件受理してます。
内容のほう、資料2のほうでご説明させていただきます。
今回の申請地は、実は昨年度10月総会でも同様の申請があった場所で、そのときも墓地への転用でしたけども、それも隣の土地をさらに墓地にしたいということでの申請です。申請地は、大字大谷****、登記、現況

とも畑となっております。面積が211平米ですけども、これを分筆して32.3平米を転用予定とのことです。ちなみに残地のほうは譲渡人の****さんが引き続き畑作を継続する予定です。譲受人は6名おまして、地番は割愛させていただきますけども、岩美町大谷の****さん、網代の****さん、大谷の****さん、大谷の****さん、大谷の****さん、大谷の****さんの6名です。譲渡人は岩美町大谷の****さんです。

2ページに申請地の位置図をつけております。赤色で囲ってる部分が今回の申請地で、黄色く塗ってあるところが、これは前回の申請で墓地に変わったところ、これの隣接する部分を今回転用したいというようなことで、赤い部分の隣接地を今回は転用したいということで出てきております。

転用目的については、墓地6基の設置となっております。必要性等については、譲受人の6名は皆さんもともと網代の出身の方のようで、現在の墓地は、網代の山のほうにあるので、高齢な方や網代から大谷へ引っ越してきてる方が多くて、墓地の維持管理が難しくなってきていると。かねてから、大谷地区で墓地が多数あるこの地区で墓地を探しておられて、今回相談を受けた譲渡人の****さんとの間で了解が得られたので、今回の申請に至ったとのことです。

続いて、立地基準ですけども、7番の公共投資のところにも書いてあるように、申請地は昭和55年から57年に日比野山地区の畑地圃場整備事業を行った地区内です。農業公共投資の対象農地となるので第1種農地になります。

転用許可根拠については集落接続となっております。

営農条件ですけども、申請地の分筆前の北側と東側は公衆用道路、それから分筆後の北側は譲渡人****さん所有の畑、それから南側は転用で作られた墓地、それから西側は畑となっております。

次に、一般基準ですけども、規模の妥当性ですが、3ページのほうに土地利用計画図をつけております。211平米の土地を分筆して、32.3平米に6基分の墓地を建築するものです。赤いところが前回のところ、今回はその隣のピンクで囲ってあるところ、こちらが今回の転用する部分となっております。

被害防除計画のほうですけども、申請地は東西に高低差がありまして、東側が高くて西側が低い土地となっております。ですので、東側を切土をして約30センチ切土しまして、その切土した土を合わせて盛土を最高80センチ行って平らになります。西側を分筆後の北側の農地との境界はブロックを2段から5段設置して土砂の流出を防ぎます。雨水は自然流下で、汚水のほうは発生しません。

それから、4番の資金調達計画ですが、まず必要経費のほうとしては土地買収費が****円、1区画****円。埋立て整地費が****円、墓地の建築費

が****円、そのほかの費用ですが、これは登記費用等もそうですけども、こちらが****円、総額約****円となっております、それ以上の額の残高証明書が添付されておりました。

それから、7番の公共投資については先ほど説明したとおり、日比野山地区の畑地圃場整備事業です。農業振興地域の農用地区ではありません。区域外です。

説明のほうは以上となります。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成ですので、手続のほうをお願いします。

議 長

それでは引き続いて、議案第3号「令和4年度農用地利用集積計画第5号について」、事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「令和4年度農用地利用集積計画第5号について」。

別紙、令和4年度農用地利用集積計画の利用権設定について、委員会の意見を求めます。

西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

今回の農用地利用集積計画では、利用権設定5件の決定を求められています。全て機構への貸付分となっています。9ページのほうに機構分の各筆明細を載せています。8ページに5件の申出者が上がっているんですけども、5番の****相続人****さんの7筆があるんですけど、こちらについて、説明をさせていただきます。

こちらについては、以前1件実績があるんですけども、共有者不明農地となっています。この共有者不明農地について改めてご説明いたします。

資料4を見ていただけたらと思います。

まず、共有者不明農地というのは、相続が適切に行われていなくて相続権が子供さんとか孫さん、さらにはひ孫さんというような多くの方に発生しているような農地となります。利用権設定する際には、相続権のある方の過半以上の同意が必要となるんですけども、たくさんの方が相続権を持っていると、その過半を取るのが難しいというようなことが現実的には発生しています。また、たくさんの方がいると、所在が分からないなどの理由で同意が得られないというような現状があります。こういう農地を過半の同意がなくても正式に利用権設定ができるようにしましょうということで、農地法と、あと農業経営基盤強化促進法のほうで定められていまして、その流れについて資料4の2ページのほうに記載しています。

今回の場合は、共有者の一人である****さんの孫に当たる方で、固定資産税を支払っている****さんという方が利用権を設定するものとして、基盤法のほうの手続で進めさせていただいております。この基盤法による手続では、市町村が****さんが利用権設定するものとして利用集積計画の案を作成して、農業委員会に所有者に対する情報を探索するように依頼します。これを受けて探索をした結果というのが1ページの2番です。基盤強化促進法施行令第7条に規定する方法による探索結果ということで書いてあります。まずは、登記名義人が****さんであることを登記事項証明書から確認しております。それから、2番のところですけども、****さんの戸籍を請求しまして、****さんが亡くなられているということを確認しました。それから、****さんの相続人を確認させていただいて、その後今回の基盤法の制度の中で決まっています配偶者と子が全て死亡していることを確認しました。そうすると、過半の方がみんな亡くなられていまして、配偶者、子の代では相続人が見つからなかったのですが、現実的に固定資産税を払っておられる方で孫の****さんという方がおられましたので、この方を代表として利用権設定をしようということで、基盤法のほうで手続を進めさせていただきました。探索は終了して、公示のほうを令和4年1月5日から6か月間、7月4日まで行いました。この間に反対者が現れませんでしたので、今回利用集積計画案を上げさせていただいたところです。この筆を合わせて、今回の利用集積計画は全部で5件となります。

9ページの資料のほうに戻りますけども、全体としては5件で、賃貸借によるものが2件8筆、9,089平米、使用貸借によるものが3件3筆、3,933平米となっております。

長くなりましたけども、利用権についての説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

1 番 すみません、いいですか、一個だけ。

この制度の概要の中で、20年以内の利用権設定と書かれてるんですけど、今回もそれぐらいかけられるんですか。

事務局 今回は5年です。

1 番 で、それを更新していけるということですね。

事務局 そうですね。ですが、またそのときには同じ手続が必要になります。

1 番 え、じゃあ5年ごとにまた公示して同じ手続を取るんですか。

事務局 そうですね。そのときまでに相続が相変わらず変わっていなければ同じ手続を踏んでいくという形になります。

1 番すごい大変ですね。

事務局 そうですね。

1 番 その分に対してはどうしようかという法律はなくて、取りあえずそれを繰り返すしかないということになってるということですか。

事務局 そうですね。今のところ。これまで過半の同意がなければ貸せなかったものが、貸せるようになったところです。

1 番 この20年設定できるっていうのは、やっぱりそういうところを加味して最大20年設定できるみたいな趣旨もあるんですかね。

事務局 この所有者不明農地に限らず、一応20年は利用権設定できることになっています。

1 番 ああ、そういうことですか。それに横にならえて、なるほど。分かりました、すみません。ありがとうございます。

事務局 このたび5年としたのは、****さんが高齢なのでやっぱり10年とかじゃ長過ぎると、だからやっぱり5年ぐらいにしとこうかということで。

1 番	じゃもし、すみません、失礼な言い方ですけど、お亡くなりになられたときにまた同じような手続が発生する可能性があるってということですか。
事務局	あります。
1 番	そういうことですね。はい、分かりました。
議 長	よろしいですか。 (質問、意見なし)
議 長	それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。 議案第 3 号「令和 4 年度農用地利用集積計画第 5 号について」、賛成の方の挙手をお願いをします。 (多数挙手)
議 長	ありがとうございました。賛成多数で可決されました。手続のほうをお願いします。
議 長	それでは引き続いて、議案第 4 号「令和 4 年度農用地利用配分計画第 5 号について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 4 号「令和 4 年度農用地利用配分計画第 5 号について」。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。 西川主任より説明をさせていただきます。
事務局	そうしますと、11 ページから 14 ページのほうに、このたびの配分計画の各筆明細を載せています。今回 17 件 104 筆、14 万 5,528 平米について意見を求められています。ちなみに、10 番の****さん、11 番の****さんへ配分される筆は先ほどご説明した所有者不明農地の筆です。 資料 3 のほうに、このたび配分される筆と配分予定者を色分けした地図

をつけておりますので、そちらを併せてご覧ください。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

それでは、採決のほうに入らせていただきます。

まず、今回総会に出席していただいております委員さんを先に審議させていただきますのでよろしくお願いします。該当の委員は退席をお願いします。

議 長

それではまず、3番の****の配分計画について質疑を求めます。意見を求めます。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、3番の****の配分について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

議 長

それでは、4番の****さんの配分計画についてご意見を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、****さんの配分について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

議 長

それでは、6番の****さんの配分についてご意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、6番の****さんの配分について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

議 長 それでは、それ以外の方の配分についてご意見がありましたら、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 ご意見がないようでございますので、採決をさせていただきます。その他の方の配分について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、手続のほうのお願いをいたします。

議 長 それでは、その他のほうに入らせていただきます。事務局のほうで。

事務局 ①高山地内の土地について
②農業・農地に関する地域課題について（鳥獣被害対策について）

(質問、意見なし)

議 長 それでは、来月の日程を決めたいと思います

議 長 9月12日、9時半でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 じゃ、9月12日の9時半にということで設定をさせていただきます。